

岡山鉄道少年団規約

(名称)

第1条 この団体は、岡山鉄道少年団という。

(目的)

第2条 岡山鉄道少年団（以下団という）は、交通道德協会西日本総支部岡山支部規約第3条により設立し、公德心豊かな勇気ある青少年を育成し、社会公共のため、交通道德を高揚することを目的とする。

(事務局)

第3条 団の事務局は、岡山県岡山市北区駅前町2丁目1番7号 西日本旅客鉄道株式会社岡山支社営業課内に置く。

(団の活動)

第4条 団は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 実践活動

- (1) 鉄道における公德心高揚のための奉仕活動、車内公德実践活動、駅頭公德実践活動等。
- (2) 公園、公共広場等の、社会公共施設の清掃美化活動等。

2. 研修活動

- (1) 鉄道施設見学、列車試乗、講話等による鉄道知識習得。
- (2) 研修キャンプ、ハイキング等の開催。
- (3) 救急法などの技能研修の実施。
- (4) その他必要な活動。

(団員)

第5条 岡山県岡山市付近に居住する満10歳(入団年度に10歳なるものも含む)以上18歳未満の男子または女子で、別に定める入団申込書をもって入団の手続きを完了し、入団を許可された者を団員とする。

第6条 団員は年間2,000円の年会費を納入しなければならない。(平成28年3月31日まで)

団員は年間2,500円の年会費を納入しなければならない。(平成28年4月1日以降)

第7条 団の活動に参加する団員は、入団時に貸与した所定の制服、帽子、団章を着用するものとする。
なお、汚損・破損の際には、必ず事務局に申し出ること。

第8条 団員が退団するときは、団長に届け出ることとする。この場合、既納の年会費は返還しない。
なお、入団時に貸与した制服等は必ず返却すること。

第9条 団長は、団員が次の各号に該当するときは、除名することができる。

- (1) 著しく団の名誉を傷つける行為があったとき。
- (2) 年会費の納入を怠り、団の活動に協力しない者。
- (3) 団員として不適当と認められた者。

(団の組織)

第10条 団に、次の役員を置く。任期は1年とし、再任を妨げない。

団長 1名 交通道德協会西日本総支部岡山支部事務局長が委嘱する。

副団長 若干名 必要に応じ団長が任命する。

指導員 若干名 必要に応じ団長が任命する。

顧問 若干名 必要に応じ団長が委嘱する。

事務局 若干名 交通道德協会西日本総支部岡山支部事務局長が委嘱する。

第11条 役員の仕事は、次のとおりとする。

団長 団務を統括し、団を代表する。

副団長 団長を補佐し、団長に事故があったときは、その仕事を代行する。

指導員 団員を指導する。

顧問 団長の諮問に答える。

事務局 団の運営に関する業務に従事する。

(会計)

第12条 団の会計は、団員の納入する会費及び公益財団法人交通道德協会および交通道德協会西日本総支部からの交付金によって運営する。

第13条 団の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

附則 この規約は、平成27年6月22日から施行する。